

重要なお知らせ「宅地建物取引士 法定講習会の取扱いについて」

現下の新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、令和2年2月27日付で国土交通省等より特例措置の通達があり、本会の4月21日開催の法定講習については、以下の通り対応する予定ですのでお知らせ申し上げます。なお、変更事項が生じた場合、随時HPにて告知いたしますのでご確認をお願いいたします。

「法定講習会（4月21日（浜松会場））へお申込みの方」

4月21日に開催する法定講習会は、以下の通り教材を用いた自宅学習及び効果測定により実施することになります。

1. 4月21日(火)9時30分から12時00分の間に、「アクトシティ浜松研修交流センター405会議室」の受付へ、受講者ご本人がおこしてください。
2. 教材等（テキスト、効果測定、学習報告書、返信封筒）をお渡しします。（所要5分ほど）

効果測定と学習報告書を期日内にご提出いただく前提で、新しい取引士証を交付いたします。講義形式の講習会は行いません。

【持ち物】

- ①受講票
- ②現在お持ちの主任者証又は取引士証（更新の方）
*主任者証又は取引士証を忘れた場合、新しい取引士証の交付は後日となります。
- ③筆記用具等
- ④テキスト持帰り用のバッグ等

3. ご自宅等で自主学習（目安は6時間程度）を行い、「効果測定」と「学習報告書」をご記入ください。
4. 「効果測定」「学習報告書」を講習日（4/21）から7日以内に全日静岡県本部へ郵送ください。
*返送の確認ができない場合は、静岡県より指導等を行う場合があります。

※この特例措置は受講料の返金はできません。

講習受講の希望があれば、特例措置解除後に当本部が実施する法定講習を無料でご受講いただけます。その際は全日静岡県本部にご連絡をお願いします。

（特例措置で交付された取引士証の有効期限等は変わりません）

【お問合せ】 （公社）全日本不動産協会静岡県本部
〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル8F
TEL：054-285-1208 FAX：054-284-0913